平成２９年（フ）第７４号
愛知県岩倉市石仏町往還東南22番２、住民票上の住所愛知県一宮市南小渕字中崩72番地６
破産者　**樋**口　雅也
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３０１号
兵庫県姫路市北平野６丁目９番51号
破産者　岩下　孝行
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１８号
兵庫県高砂市米田町島74番地の１　Ｔ・Ｓビル304号
破産者　児島　英之
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４６０号
福岡市博多区那珂２丁目２番15―304号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区若宮５丁目９番10―203号
破産者　森　倫太郎
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂３丁目17番16号
破産者　立石　雅輝
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１号
福岡市博多区堅粕２丁目20番２―501号
破産者　松本新之介
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４８５号
福岡県朝倉市須川3281番地１、前住所福岡県朝倉市比良松330番地１　市営住宅比良松団地Ｃ棟303号
破産者　師岡亜理沙
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３１号
佐賀市大財４丁目５番84号　デュエットビンテージ301、前住所佐賀市金立町大字千布1535番地６
破産者　中原　敏男
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
佐賀県小城市小城町池上4873番地
破産者　旬菜宴えにしこと　岸川伊久美
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
大分県中津市大字永添2606番地20　養護老人ホーム中津市豊寿園
破産者　神原　淨治
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０号
青森県弘前市大字新寺町88番地４　サンアベニュー新寺町103号
破産者　須藤　順子
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１２５号
青森県八戸市大字妙字野場22番地４　サカシタアパート８号室
破産者　岩間　寛光
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
秋田市土崎港東４丁目１番37号
破産者　加藤　瑞枝
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
秋田市高陽幸町８番３号　アリックハウス高陽幸町Ａ１－３号
破産者　菅原　真行
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７３号
横浜市保土ケ谷区釜台町52番６号　グリンデルヨコハマ205号
破産者　草島　竜次
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４３号
横浜市戸塚区上矢部町1967番地10
破産者　瀧川　尚美
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８２号
横浜市栄区亀井町32番８号　グランドール102号
破産者　入間田潤一
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６５号
横浜市港北区大倉山６丁目25番29号
破産者　鈴木　伸治
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０号
新潟県上越市木田１丁目８番33号　コーポ水口201号
破産者　三上　　長
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部